令和7年度 飲食・商業・サービス業新事業展開支援補助金

原油価格・物価高騰の影響を受けている飲食・商業・サービス業を営む中小企業者等に対して、売上の回復を図るための取組の経費の一部を補助することにより、原油価格・物価高騰の影響に対応する事業の推進及び事業継続を目的とする補助金です。

公募期間 令和7年4月14日(月)~7月31日(木)

1次締切:5月30日(金)

2次締切:7月31日(木)※採択状況によっては、1次締切で公募が終了する場合もあります。

○補助事業の対象者

- 原則として島根県内に主たる事業所または工場を有し、飲食・商業・サービス業を現に営む事業者
- 原油価格、原材料等物価高騰の影響を受けていること

○対象となる事業要件

- 自社にとって新たな取組のための設備投資であること
- 3年以内に、当該投資による年間の売上が投資額以上となる計画であること



本補助金の詳細は、島根県商工会連合会 HP (https://shoko-shimane.or.jp/2025/04/14/3286/) をご確認ください。

島根県ものづくり産業エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金

エネルギー価格高騰の影響を受けている製造業を営む県内中小企業に対して、エネルギーコスト削減に資する設備導入等に要する経費の一部を補助することにより、県内製造業の経営基盤強化を支援することを目的とした補助金です。

第 1 回公募 令和7年4月7日(月)~5月30日(金)17 時必着

※第1回公募で予算が上限に達した場合は、第2回以降の公募は行いません。 次回の公募期間は都度公表されます。

項目	内 容	説 明
要件	①エネルギーコスト高騰の 影響を受けていること	エネルギーコストとは、電気代及び燃料費並びに動力費 (灯油、重油、ガス等)など工場、プラントの機器を稼働 運転、維持するために必要なコストをいう。
	②対象設備等を導入し、エ ネルギーコスト削減につ ながる取組であること	全体のエネルギーコスト削減もしくは炭素生産性向上につながることを合理的に示すこと 【設備更新の場合】 取組実施前後のエネルギー使用量をお示しください 【設備新設の場合】 取組実施前後のエネルギー消費原単位改善率及び炭素生産性をお示しください。 いずれの場合も申請様式の項目に沿って入力いただければ自動計算されます。
	③事業の継続に必要である こと	取引の確保・継続等から緊急性があること 雇用の維持・拡大に寄与すること など



本補助金の詳細は、島根県産業振興課 HP をご確認ください。

(https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/syoko/sangyo/kyousou_project/monodukuri_henkaku_pj/sogoshien_manufacturing_Industry/mono_energycost.html)

専門家派遣制度のご紹介

経営に関する問題、課題について、専門家の指導・助言を受けてみませんか?

- ■経営力を強化したい(売上高向上、経費削減、生産性向上など)
- ■事業承継について相談したい
- ■賃金の引き上げに対応したい
- ■労働法制、税制度、民法等の制度改正等により生じる諸課題に対応したい
- ■DXに対応したい
- ■グリーン・デジタル分野対応に対応したい
- ■経営を左右するような重大な課題 etc…

商工会ニュース(令和 7 年 3 月発行の R6 年度 Vol.12)でお知らせしておりますように **改正育児・介護休業法**が 4 月 1 日から施行されています。

専門家派遣制度を活用した「法対応のための**就業規則の変更**」を検討してみませんか?

東出雲町商工会(52-2344)

令和7年度 東出雲町商工会通常総会開催について

- ■開催日時 5月20日(火)17時~
- ■開催場所 ヨリアイーナ東出雲 ※別途、往復はがきにてご案内いたします。

